

保護者 様

静岡県立伊豆伊東高等学校長

静岡県高等学校奨学給付金について（案内）

奨学給付金とは、道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税である世帯及び、自己の責めによらない失職等（定年退職は除く）や収入の減少により家計急変した世帯に支援を行う制度です。

世帯の状況に応じ、授業料以外の教育費に必要な経費の支援として、返還不要の給付金が支給されます。「1 対象世帯」のいずれかに該当する場合は、事務室に申し出てください。状況を確認してから必要書類をお渡しします。

注意：生徒が児童福祉施設等に入所または里親に委託されており、措置費（見学旅行費または特別養成費）が支給されている場合はこの制度の対象となりません。

記

1 対象世帯

- (1) 生活保護受給世帯である
- (2) 保護者等の令和6年度(令和5年分)道府県民税所得割及び市町村民税所得割が、いずれも非課税である
- (3) 家計急変に該当

自己の責めによらない失職等（定年退職は除く）や収入の減少により、保護者等全員の1月以降の年間収入見込が、上記(2)の非課税ではないが、非課税相当の所得水準まで減少する見込みである。（下表参照）

世帯構成人数(扶養人数)	年収見込額
控除対象配偶者でない保護者等(0人)	100万円未満
2人世帯(扶養人数1人)	204万円未満
3人世帯(扶養人数2人)	222万円未満
4人世帯(扶養人数3人)	272万円未満
5人世帯(扶養人数4人)	322万円未満

※ 扶養人数5人以上の非課税世帯の年収見込額は、1人増えるごとに50万円増額。保護者等の一方が控除対象配偶者でない場合は、それぞれが上記表の扶養人数に対する年間収入見込額未満であること。

※ 収入見込額には退職金、失業手当は含めないものとする。

※ 給与等月額で推計する場合は、次の計算方法によるものとする。 ⇒ 3か月の平均給与等月額×12月

2 事務室への申出期限

令和6年7月12日（金）まで

※電話又は生徒経由で申し出てください。書類は生徒へ渡します。

※申し出る際に、(1)～(3)のどの区分に該当するか、伝えてください。

3 書類提出期限

令和6年7月19日（金）まで

担当 事務室 山田・青木
電話 0557-44-1111